

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年12月21日
【中間会計期間】	第86期中（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 浅沼 新
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019（651）6161（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 千葉 幸長
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03（3270）2851
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 荒道 修士
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 （宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号） 株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結会計期間	平成16年度 中間連結会計期間	平成17年度 中間連結会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	8,422	8,345	8,694	17,266	16,811
連結経常利益	百万円	895	741	1,091	1,640	1,822
連結中間純利益	百万円	390	442	481	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	626	883
連結純資産額	百万円	18,413	19,210	21,447	18,671	19,863
連結総資産額	百万円	604,652	611,594	626,341	614,884	619,139
1株当たり純資産額	円	241.50	255.75	265.24	247.95	264.56
1株当たり中間純利益	円	5.11	5.87	6.30	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	8.21	11.74
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	-	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	-	-	-	-
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.94	7.94	9.00	7.94	8.25
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	8,036	9,324	3,503	8,367	5,247
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	15,087	10,086	7,916	12,024	5,134
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	229	234	1,301	614	69
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	17,332	19,342	17,417	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	-	-	-	20,342	20,528
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	690 [217]	652 [222]	631 [250]	669 [217]	629 [222]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。  
 2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。  
 3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。  
 4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第84期中	第85期中	第86期中	第84期	第85期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	6,939	6,902	7,268	14,204	13,857
経常利益	百万円	842	825	926	1,510	1,766
中間純利益	百万円	387	439	470	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	617	910
資本金	百万円	6,000	6,000	6,728	6,000	6,000
発行済株式総数	千株	76,412	75,400	81,005	75,400	75,400
純資産額	百万円	18,282	19,069	21,325	18,534	19,752
総資産額	百万円	599,214	607,909	624,898	609,739	615,541
預金残高	百万円	559,838	569,019	584,709	570,650	575,999
貸出金残高	百万円	441,061	439,389	446,366	454,338	446,180
有価証券残高	百万円	98,735	105,164	107,118	95,404	99,836
1株当たり中間配当額	円	2.50	2.50	2.50	-	-
1株当たり配当額	円	-	-	-	5.00	5.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	7.42	7.40	8.33	7.37	7.56
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	601 [212]	565 [217]	551 [243]	582 [213]	548 [218]

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

	銀行業務	リース業務	その他業務	合計
従業員数(人)	578 [ 246 ]	7 [ - ]	46 [ 4 ]	631 [ 250 ]

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員250人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	551 [ 243 ]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員242人を含んでおりません。

なお、取締役を兼任しない執行役員6人を含んでおります。

2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合は、東北銀行従業員組合と東北銀行労働組合と称し、組合員数は東北銀行従業員組合367人、東北銀行労働組合5人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### （経営方針）

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」ことを経営理念として、地域経済の中核を担う中小企業等の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

#### （目標とする経営指標）

当行は、平成16年4月に中期経営計画「ダッシュ」（平成16年4月1日～平成18年3月31日）を策定し、この計画を着実に推進しております。

当期は、中期経営計画「ダッシュ」の最終年度にあたり、当初掲げた経営数値目標の達成を目指し、地域コミュニティとの関わりを重視しながら、地域企業再生に向けた取組みをさらに強化してまいります。なお、当行が地域社会への安定的な資金供給と企業育成を使命として設立された銀行であることを再認識し、アグリビジネスを地域経済の中核ビジネスのひとつとして育てることに努力するとともに、「地域社会にやさしい銀行」として地域社会と共に発展してまいります。

#### 「ダッシュ」の経営数値目標

	目 標	進捗状況
・ コア業務純益（*）	30億円（17年度）	25億円（16年度）
・ 法人等貸出先数（純増）	1,000先（17年度）	950先（17年9月末）
・ 個人・中小企業貸出比率	90%以上（16年度、17年度）	88.37%（17年9月末）

\* コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券損益（5勘定戻）

#### （中長期的な経営戦略）

当行では、最終年度を迎えた中期経営計画「ダッシュ」の目標達成に向け、当行グループ全役職員一丸となり地域に根ざした営業を展開し、株主及び地域の皆さまから、より一層信頼される態勢づくりに努めております。

具体的には、以下のビジネスモデルを確立し、取組みを進めております。

#### ビジネスモデル

地域に特化～個人や中小企業等への貸出を中心としたビジネスの展開

#### 地域密着型金融推進計画

項 目	指 標	目標数値
アグリビジネス（*1）への取組み	アグリビジネスに係る コンサルティング先数	20先
中小企業金融再生への取組み	経営改善支援の取組先数	200先以上
”	債務者のランクアップ先数	経営改善支援取組先企業の 10%以上
担保・保証に過度に依存しない融資の推進	スコアリング活用商品の 融資取扱額	150億円
資金の地元還流への取組み	県内預貸率（*2）	70%台の維持

\* 1 . アグリビジネス 農林漁業及び関連産業 \* 2 . 県内預貸率 県内は岩手県内

当行は、平成17年10月に地域密着型金融のより一層の推進を図るため本部組織の見直しを行い、アグリビジネス等新分野への取組みを担当する「地域戦略部」を新設いたしました。岩手県は全国に比べ第一次産業のウェイトが高く、アグリビジネスへのコンサルティングや融資を通して、地域経済の活性化に貢献してまいります。

## (金融経済環境及び業績)

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、平成17年7月～9月期の実質GDP(国内総生産)の成長率が、前期比0.4%増、年率換算で1.7%増と4四半期連続のプラスとなりました。また、企業部門の好調さが家計部門にも広がってきており、政府月例報告では8月に景気の踊り場脱却を宣言し、景気基調判断を上方修正しました。

需要動向をみますと、百貨店では「クールビズ」効果により夏場の売上は堅調に推移しました。

住宅着工では、賃貸・分譲マンションが引き続き好調に推移しております。

企業活動をみますと、鉱工業生産は引き続き横這い基調ですが、電子部品分野で半導体の生産が好調で、本格的な回復に向かう可能性も出てきております。また、雇用情勢にも明るさがみられ、新規求人数は引き続き増加傾向であり、有効求人倍率も緩やかに上昇しております。

金融市場をみますと、長期金利は6月に約2年ぶりに1.2%を下回った後上昇を続け、9月末には1.4%台後半となりました。

株式市場では、外国人投資家の「日本買い」の動きが活発化したことやインターネットを利用した株取引の普及により、東証第一部での売買高及び売買代金が過去最高を記録するなど積極的な売買に牽引されるかたちで相場全体に明るさがみられ、日経平均株価も約4年ぶりに13,000円台を回復し、9月末には13,574円で取引を終えました。

岩手県内の経済をみますと、製造業などで設備投資が上向く動きがみられたものの、個人消費などでは依然として厳しい状況であるとともに住宅建設も低迷していることから、全体としては足踏み状態が続いております。

公共工事では、国土交通省管轄の胆沢ダム関連事業など特殊要因により前年同期比を上回ったものの、全体としては低調に推移しております。住宅投資についても、貸家がやや好調に推移しているものの、主力となる持家では前年割れが続くなど、低迷しております。

生産面では、電子部品・デバイスなどデジタル関連の在庫調整が続いているものの、依然として堅調な動きがみられました。農業においては5月の気温・日照時間が平年を下回った影響等があったものの7月下旬からの好天により、水稲作況指数は「101」の「平年並み」となりました。

個人消費は、薄型テレビやDVDレコーダーなどのデジタル家電で一部好調な動きがみられたものの、大型小売店販売額と新車登録台数については、消費者の購買姿勢が依然として慎重なことから引き続き前年割れとなり、低調に推移しています。

雇用情勢をみますと、有効求人倍率などで一進一退の状況が続いており、回復傾向にある全国平均と比べ格差の大きい状態が続いています。

このようななか、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」の経営理念のもと、当行及び連結子会社各社は、株主及び地域の皆さまのご支援のもとに営業活動を推進しました結果、当中間連結会計期間の業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、前中間連結会計期間末比140億円増加し当中間連結会計期間末残高は5,802億円となりました。

貸出金は、前中間連結会計期間末比52億円増加し当中間連結会計期間末残高は4,411億円となりました。なかでも個人向け貸出は順調に増加しており、銀行単体の消費者ローン残高は、前中間期比29億円の増加となっております。

有価証券は、安定的な資金運用を心がけており、前中間連結会計期間末比19億円増加し当中間連結会計期間末の投資有価証券保有高は1,071億円となりましたが、今後につきましても金利動向を踏まえながら機動的な運用を心がけ、金利リスクへの対応も進めてまいります。

収益状況は、資金需要の低迷により資金運用利息収入等の減少が続くなか、投資信託や個人年金保険の販売によりお客さまの資産運用ニーズに積極的に応えた結果、経常収益は前中間連結会計期間比3億49百万円増加し86億94百万円となりました。また、継続して行っている経費節減や、企業支援活動による不良債権処理費用の削減等に努めました結果、経常利益は前中間連結会計期間比3億50百万円増加し10億91百万円となりました。中間純利益は前中間連結会計期間比39百万円増加し4億81百万円となりました。

連結自己資本比率は、国内基準を採用しており、前中間連結会計期間末比1.06ポイント上昇し9.00%となりました。単体自己資本比率は、前中間会計期間末比0.93ポイント上昇し8.33%となりました。

当中間連結会計期間の事業の種類別セグメントの業績は、銀行業務では、経常収益は低金利の長期化等による資金運用利息収入の減少に対し投資信託販売手数料等の増加及び有価証券関係損益の増加等により前中間連結会計期間比3億66百万円増加し73億69百万円、経常利益は前中間連結会計期間比1億3百万円増加し9億37百万円となりました。また、リース業務では、経常収益は前中間連結会計期間比47百万円減少し11億19百万円、経常利益は前中間連結会計期間比6百万円減少し61百万円となりました。一方、クレジットカード業務などその他金融関連業務では、経常収益は前中間連結会計期間比76百万円増加し6億23百万円、経常利益は前中間連結会計期間比2億56百万円増加し95百万円となりました。

(キャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前中間連結会計期間末比19億25百万円減少し、174億17百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の主要因となる預金・貸出金等の資金取引において、預金は前連結会計年度比71億91百万円増加による収入となり、貸出金が前連結会計年度比15億92百万円減少による収入となったこと等により、合計で35億3百万円の収入となりましたが、前中間連結会計期間比58億21百万円収入が減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の主要因となる有価証券の資金取引等において、取得による支出247億27百万円に対し売却及び償還による収入が173億54百万円となったこと等により、合計で79億16百万円の支出となりましたが、前中間連結会計期間比21億70百万円支出が減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動については新株予約権付社債の発行による収入15億円が配当金の支払1億87百万円を上回ったこと等により、合計で13億1百万円の収入となり、前中間連結会計期間比15億35百万円収入が増加しました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支の合計額（業務粗利益）は、国内業務部門66億32百万円、国際業務部門17百万円であり、合計で66億50百万円となりました。

資金運用収益の主なものは、国内業務部門では貸出金利息52億68百万円、有価証券利息配当金4億25百万円などです。国際業務部門は、預け金利息57百万円、有価証券利息配当金54百万円などです。資金調達費用の主なものは、国内業務部門は預金利息1億19百万円、借用金利息35百万円などです。国際業務部門は外国為替支払利息80百万円、預金利息2百万円などです。

役務取引等収支は、為替業務、代理業務を中心として、国内業務部門による収支がほぼ全額を占めており、合計で7億75百万円となりました。

その他業務収支の主なものは、国内業務部門は国債等債券損益2億18百万円などです。国際業務部門は国債等債券売却損が54百万円となったことなどにより、合計で2億77百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	5,627	39	5,667
	当中間連結会計期間	5,541	56	5,598
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	5,794	67	2 5,858
	当中間連結会計期間	5,702	144	4 5,842
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	166	28	2 191
	当中間連結会計期間	160	88	4 244
役務取引等収支	前中間連結会計期間	662	0	663
	当中間連結会計期間	774	0	775
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,119	3	1,123
	当中間連結会計期間	1,255	3	1,259
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	456	3	460
	当中間連結会計期間	481	3	484
その他業務収支	前中間連結会計期間	162	12	175
	当中間連結会計期間	316	39	277
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,184	12	1,196
	当中間連結会計期間	1,381	15	1,396
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,021	-	1,021
	当中間連結会計期間	1,064	54	1,119

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。



(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

当中間連結会計期間の国内業務部門の資金運用勘定平均残高は、貸出金、有価証券を中心に5,652億87百万円、資金運用利息は57億2百万円、資金運用利回りは2.01%となりました。一方、資金調達勘定平均残高は、預金を中心に5,721億62百万円、資金調達利息は1億60百万円、資金調達利回りは0.05%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定平均残高は、有価証券、預け金を中心に125億12百万円、資金運用利息は1億44百万円、資金運用利回りは2.30%となりました。また、資金調達勘定平均残高は、預金などで125億55百万円、資金調達利息は88百万円、資金調達利回りは1.39%となりました。

以上により、国内業務部門がほぼ全体を占めております。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(8,900) 572,162	(2) 5,794	2.01
	当中間連結会計期間	(12,213) 565,287	(4) 5,702	2.01
うち貸出金	前中間連結会計期間	436,678	5,382	2.45
	当中間連結会計期間	429,092	5,268	2.44
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	56	0	0.11
	当中間連結会計期間	91	0	0.16
うち有価証券	前中間連結会計期間	97,747	405	0.82
	当中間連結会計期間	93,367	425	0.90
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	26,676	3	0.02
	当中間連結会計期間	27,845	2	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	2,006	0	0.00
	当中間連結会計期間	2,177	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	568,877	166	0.05
	当中間連結会計期間	572,162	160	0.05
うち預金	前中間連結会計期間	564,169	116	0.04
	当中間連結会計期間	566,823	119	0.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	4,008	46	2.31
	当中間連結会計期間	3,336	35	2.09

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間523百万円、当中間連結会計期間531百万円)を控除して表示しております。

3. ( )内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,638	67	1.39
	当中間連結会計期間	12,512	144	2.30
うち貸出金	前中間連結会計期間	49	0	2.01
	当中間連結会計期間	50	1	4.04
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,885	37	1.26
	当中間連結会計期間	7,338	54	1.46
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,248	9	1.56
	当中間連結会計期間	1,700	30	3.53
うち預け金	前中間連結会計期間	2,112	16	1.51
	当中間連結会計期間	3,222	57	3.56
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(8,900)	(2)	0.58
		9,675	28	
	当中間連結会計期間	(12,213)	(4)	1.39
		12,555	88	
うち預金	前中間連結会計期間	773	2	0.72
	当中間連結会計期間	341	2	1.70
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間 2 百万円、当中間連結会計期間 0 百万円）を控除して表示しております。

2. ( ) 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式（前月末 T . T . 仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。

## 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	572,900	5,858	2.03
	当中間連結会計期間	565,587	5,842	2.06
うち貸出金	前中間連結会計期間	436,728	5,382	2.45
	当中間連結会計期間	429,143	5,269	2.44
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	56	0	0.11
	当中間連結会計期間	91	0	0.16
うち有価証券	前中間連結会計期間	103,632	442	0.85
	当中間連結会計期間	100,706	479	0.94
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	27,925	13	0.09
	当中間連結会計期間	29,546	33	0.22
うち預け金	前中間連結会計期間	4,119	16	0.78
	当中間連結会計期間	5,399	57	2.12
資金調達勘定	前中間連結会計期間	569,652	191	0.06
	当中間連結会計期間	572,505	244	0.08
うち預金	前中間連結会計期間	564,942	118	0.04
	当中間連結会計期間	567,165	122	0.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち商業・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	4,008	46	2.31
	当中間連結会計期間	3,336	35	2.09

（注）1．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間526百万円、当中間連結会計期間532百万円）を控除して表示しております。

2．国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門12億55百万円、国際業務部門3百万円、合計で12億59百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門4億81百万円、国際業務部門3百万円、合計で4億84百万円となりました。国際業務部門の役務取引等収益及び費用はほぼ同額となっており、国内業務部門の役務取引等収支がほぼ全額を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,119	3	1,123
	当中間連結会計期間	1,255	3	1,259
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	141	-	141
	当中間連結会計期間	165	-	165
うち為替業務	前中間連結会計期間	373	3	377
	当中間連結会計期間	365	3	369
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	10	-	10
	当中間連結会計期間	104	-	104
うち代理業務	前中間連結会計期間	230	-	230
	当中間連結会計期間	281	-	281
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	20	-	20
	当中間連結会計期間	19	-	19
うち保証業務	前中間連結会計期間	96	-	96
	当中間連結会計期間	14	-	14
役務取引等費用	前中間連結会計期間	456	3	460
	当中間連結会計期間	481	3	484
うち為替業務	前中間連結会計期間	61	3	65
	当中間連結会計期間	62	3	65

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

## (4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

## 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	565,816	349	566,166
	当中間連結会計期間	579,976	262	580,239
うち流動性預金	前中間連結会計期間	211,473	-	211,473
	当中間連結会計期間	223,935	-	223,935
うち定期性預金	前中間連結会計期間	348,598	-	348,598
	当中間連結会計期間	350,208	-	350,208
うちその他	前中間連結会計期間	5,744	349	6,094
	当中間連結会計期間	5,832	262	6,094
譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
総合計	前中間連結会計期間	565,816	349	566,166
	当中間連結会計期間	579,976	262	580,239

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成16年 9月30日		平成17年 9月30日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（％）	貸出金残高（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	435,875	100.00	441,118	100.00
製造業	30,214	6.93	30,184	6.84
農業	2,355	0.54	2,030	0.46
林業	222	0.05	228	0.05
漁業	854	0.20	666	0.15
鉱業	609	0.14	569	0.13
建設業	47,117	10.81	47,595	10.79
電気・ガス・熱供給・水道業	3,495	0.80	3,441	0.78
情報通信業	3,106	0.71	2,426	0.55
運輸業	7,874	1.81	7,697	1.74
卸売・小売業	55,858	12.82	54,171	12.28
金融・保険業	22,746	5.22	25,171	5.71
不動産業	41,490	9.52	47,634	10.80
各種サービス業	62,909	14.43	62,212	14.10
地方公共団体	27,817	6.38	28,350	6.43
その他	129,209	29.64	128,744	29.19
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	435,875	-	441,118	-

（注）「国内」とは当行及び連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）  
該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況  
有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	45,632	-	45,632
	当中間連結会計期間	52,880	-	52,880
地方債	前中間連結会計期間	2,652	-	2,652
	当中間連結会計期間	3,535	-	3,535
社債	前中間連結会計期間	43,373	-	43,373
	当中間連結会計期間	34,550	-	34,550
株式	前中間連結会計期間	2,753	-	2,753
	当中間連結会計期間	3,659	-	3,659
その他の証券	前中間連結会計期間	4,257	6,506	10,763
	当中間連結会計期間	4,966	7,536	12,503
合計	前中間連結会計期間	98,669	6,506	105,175
	当中間連結会計期間	99,592	7,536	107,128

（注）1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	6,102	6,295	193
経費(除く臨時処理分)	4,872	4,738	134
人件費	2,475	2,397	78
物件費	2,105	2,049	56
税金	292	291	1
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,229	1,556	327
一般貸倒引当金繰入額	144	929	785
業務純益	1,084	627	457
うち債券関係損益	27	163	136
臨時損益	259	299	558
株式関係損益	27	127	100
不良債権処理損失	360	135	495
貸出金償却	0	357	357
個別貸倒引当金繰入額	337	508	845
延滞債権等売却損	21	15	6
その他臨時損益	72	36	36
経常利益	825	926	101
特別損益	40	38	78
うち動産不動産処分損益	7	0	7
税引前中間純利益	784	964	180
法人税、住民税及び事業税	333	648	315
法人税等調整額	11	153	164
中間純利益	439	470	31

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却



## 2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.98	1.97	0.01
(イ) 貸出金利回	2.41	2.39	0.02
(ロ) 有価証券利回	0.82	0.90	0.08
(2) 資金調達原価	1.74	1.68	0.06
(イ) 預金等利回	0.04	0.04	0.00
(ロ) 外部負債利回	2.34	2.11	0.23
(3) 総資金利鞘	0.24	0.29	0.05

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は含んでおりません。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	13.04	15.11	2.07
業務純益ベース	11.50	6.09	5.41
中間純利益ベース	4.65	4.56	0.09

## 4. 預金・貸出金の状況（単体）

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	569,019	584,709	15,690
預金（平残）	567,408	569,724	2,316
貸出金（未残）	439,389	446,366	6,977
貸出金（平残）	439,421	432,261	7,160

### (2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人	379,216	384,871	5,655
法人	189,802	199,837	10,035
合計	569,019	584,709	15,690

（注） 譲渡性預金を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	102,192	105,157	2,965
住宅ローン残高	92,010	95,048	3,038
その他ローン残高	10,182	10,109	73

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	395,333	394,456	877
総貸出金残高	百万円	439,389	446,366	6,977
中小企業等貸出金比率	/ %	89.97	88.37	1.60
中小企業等貸出先件数	件	52,283	51,697	586
総貸出先件数	件	52,359	51,777	582
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.85	99.84	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

## 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	16	20	15	19
保証	2,821	12,562	2,832	10,699
計	2,837	12,583	2,847	10,718

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	6,000	6,728
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本剰余金	3,938	4,667
	利益剰余金	6,824	7,379
	連結子会社の少数株主持分	1,757	1,948
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	その他有価証券の評価差損( )	-	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式( )	60	32
	為替換算調整勘定	-	-
	営業権相当額( )	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )	-	-
	連結調整勘定相当額( )	-	-
	計 (A)	18,458	20,691
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,357	1,340
	一般貸倒引当金	2,243	2,106
	負債性資本調達手段等	2,200	2,700
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	2,200	2,700
	計	5,801	6,147
	うち自己資本への算入額 (B)	5,433	5,880
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	23,842	26,522
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	288,086	284,299
	オフ・バランス取引項目	12,027	10,171
	計 (E)	300,113	294,470
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		7.94	9.00

(注)1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成16年 9月30日	平成17年 9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	6,000	6,728
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	3,938	4,659
	その他資本剰余金	0	7
	利益準備金	1,737	1,815
	任意積立金	4,244	4,593
	中間未処分利益	701	848
	その他	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式（ ）	60	32
	営業権相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	計（ A ）	16,560	18,621
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,357	1,340
	一般貸倒引当金	1,887	1,770
	負債性資本調達手段等	2,200	2,700
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	2,200	2,700
	計	5,445	5,811
	うち自己資本への算入額（ B ）	5,408	5,811
控除項目	控除項目（注4）（ C ）	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C)（ D ）	21,918	24,382
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	284,045	282,521
	オフ・バランス取引項目	12,027	10,171
	計（ E ）	296,072	292,692
単体自己資本比率（国内基準） = D / E × 100（ % ）		7.40	8.33

（注）1．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成16年9月30日	平成17年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,167	8,393
危険債権	11,952	10,258
要管理債権	8,871	6,583
正常債権	424,519	432,396

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## 4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 5【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成17年12月21日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	81,005,797	同左	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない 当行における 標準となる株式
計	81,005,797	同左	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日 (注)	5,605	81,005	728,753	6,728,753	721,246	4,659,283

(注) 新株予約権付社債の権利行使による当中間会計期間中の合計数・額であります。



## (4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
東北銀行従業員持株会	盛岡市内丸3番1号	2,642	3.26
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,150	1.41
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,092	1.34
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	1,072	1.32
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	1,066	1.31
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	1,056	1.30
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	934	1.15
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	925	1.14
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	844	1.04
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	671	0.82
計	-	11,452	14.13

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 147,000	-	権利内容に何ら限定 のない当行における 標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 79,583,000	79,583	同上
単元未満株式	普通株式 1,275,797	-	同上
発行済株式総数	81,005,797	-	-
総株主の議決権	-	79,583	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式548株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東北銀行	盛岡市内丸3番1号	147,000	-	147,000	0.18
計	-	147,000	-	147,000	0.18

## 2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	358	314	292	298	293	313
最低(円)	280	282	283	280	280	276

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の状況】

### (1) 新任役員

該当ありません。

### (2) 退任役員

該当ありません。

### (3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役地域戦略部長	専務取締役	藤元 隆一	平成17年10月1日
常務取締役融資第一部長	常務取締役	笹渡 守	平成17年10月1日

## 第5【経理の状況】

1．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3．前中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）及び当中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、北光監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		21,614	3.53	19,804	3.16	23,162	3.74
コールローン及び買入手形		17,877	2.92	29,235	4.67	23,268	3.76
買入金銭債権		500	0.08	500	0.08	500	0.08
商品有価証券		45	0.01	38	0.01	31	0.01
有価証券	6	105,175	17.20	107,128	17.10	99,847	16.13
貸出金	1,2, 3,4, 5,7	435,875	71.27	441,118	70.43	442,711	71.50
外国為替		226	0.04	112	0.02	124	0.02
その他資産	8	4,714	0.77	4,779	0.76	4,558	0.74
動産不動産	6,9, 10,11	13,508	2.21	12,873	2.06	13,330	2.15
繰延税金資産		5,630	0.92	5,656	0.90	5,332	0.86
支払承諾見返		12,583	2.06	10,718	1.71	11,765	1.90
貸倒引当金		6,158	1.01	5,626	0.90	5,494	0.89
資産の部合計		611,594	100.00	626,341	100.00	619,139	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	6	566,166	92.57	580,239	92.64	573,047	92.55
借入金	12	3,676	0.60	3,052	0.49	3,448	0.56
外国為替		0	0.00	0	0.00	-	-
社債	13	700	0.11	1,200	0.19	1,200	0.19
その他負債	8	4,039	0.66	4,124	0.66	4,432	0.72
退職給付引当金		2,242	0.37	2,407	0.38	2,322	0.38
再評価に係る繰延税金負債	9	1,218	0.20	1,203	0.19	1,203	0.19
支払承諾		12,583	2.06	10,718	1.71	11,765	1.90
負債の部合計		590,627	96.57	602,945	96.26	597,419	96.49
(少数株主持分)							
少数株主持分		1,757	0.29	1,948	0.31	1,856	0.30
(資本の部)							
資本金		6,000	0.98	6,728	1.08	6,000	0.97
資本剰余金		3,938	0.64	4,667	0.75	3,938	0.63
利益剰余金		7,011	1.15	7,581	1.21	7,287	1.18
土地再評価差額金	9	1,798	0.29	1,775	0.28	1,775	0.29
その他有価証券評価差額金		522	0.09	726	0.12	930	0.15
自己株式		60	0.01	32	0.01	68	0.01
資本の部合計		19,210	3.14	21,447	3.43	19,863	3.21
負債、少数株主持分及び資本の 部合計		611,594	100.00	626,341	100.00	619,139	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		8,345	100.00	8,694	100.00	16,811	100.00
資金運用収益		5,858		5,842		11,709	
(うち貸出金利息)		(5,382)		(5,269)		(10,748)	
(うち有価証券利息配当金)		(442)		(479)		(889)	
役務取引等収益		1,123		1,259		2,328	
その他業務収益		1,196		1,396		2,472	
その他経常収益		166		195		301	
経常費用		7,604	91.12	7,602	87.44	14,989	89.16
資金調達費用		191		244		384	
(うち預金利息)		(118)		(122)		(236)	
役務取引等費用		460		484		946	
その他業務費用		1,021		1,119		2,089	
営業経費		5,046		4,867		10,022	
その他経常費用	1	883		886		1,546	
経常利益		741	8.88	1,091	12.56	1,822	10.84
特別利益		1	0.01	59	0.68	59	0.35
特別損失	2	42	0.50	21	0.25	187	1.11
動産不動産処分損		-		0		32	
減損損失	3	-		19		-	
その他の特別損失	2	-		1		154	
税金等調整前中間(当期)純利益		700	8.39	1,129	12.99	1,694	10.08
法人税、住民税及び事業税		405	4.85	708	8.14	806	4.80
法人税等調整額		76	0.92	157	1.81	30	0.18
少数株主利益 (は少数株主損失)		70	0.84	97	1.12	34	0.21
中間(当期)純利益		442	5.30	481	5.54	883	5.25

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		3,938	3,938	3,938
資本剰余金増加高		0	729	0
新株予約権付社債の権利 行使による新株式の発行		-	721	-
自己株式処分差益		0	7	0
資本剰余金中間期末(期末) 残高		3,938	4,667	3,938
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		6,757	7,287	6,757
利益剰余金増加高		442	481	906
中間(当期)純利益		442	481	883
土地再評価差額金取崩額		-	-	22
利益剰余金減少高		188	187	376
配当金		188	187	376
利益剰余金中間期末(期末) 残高		7,011	7,581	7,287

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャ ッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		700	1,129	1,694
減価償却費		1,028	1,001	2,194
減損損失		-	19	-
連結調整勘定償却額		-	-	36
貸倒引当金の増加額		8,645	131	9,310
退職給付引当金の増加額		55	85	135
資金運用収益		5,858	5,842	11,709
資金調達費用		191	244	384
有価証券関係損益( )		25	279	45
動産不動産処分損益( )		7	0	32
貸出金の純増( )減		16,024	1,592	9,188
預金の純増減( )		2,105	7,191	4,776
借入金(劣後特約付借入 金を除く)の純増減 ( )		394	395	623
預け金(日銀預け金を除 く)の純増( )減		141	246	220
コールローン等の純増 ( )減		3,621	5,967	1,768
外国為替(資産)の純増 ( )減		114	11	12
外国為替(負債)の純増減 ( )		0	0	-
資金運用による収入		5,864	5,832	11,732
資金調達による支出		192	238	420
その他		778	579	462
小計		9,519	4,185	5,603
法人税等の支払額		195	681	356
営業活動によるキャッ シュ・フロー		9,324	3,503	5,247



		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャ ッシュ・フロー				
有価証券の取得による支 出		28,708	24,727	47,020
有価証券の売却による収 入		15,588	12,891	32,508
有価証券の償還による収 入		3,898	4,462	11,281
動産不動産の取得による 支出		880	577	1,902
動産不動産の売却による 収入		16	34	40
子会社株式の取得による 支出		-	-	43
投資活動によるキャッシ ュ・フロー		10,086	7,916	5,134
財務活動によるキャッ シュ・フロー				
新株予約権付社債の発行 による収入		-	1,500	-
劣後特約付社債の発行に よる収入		-	-	500
配当金支払額		188	187	376
少数株主への配当金支払 額		5	5	5
自己株式の取得による支 出		41	5	49
自己株式の売却による収 入		0	0	0
財務活動によるキャッシ ュ・フロー		234	1,301	69
現金及び現金同等物に 係る換算差額		3	0	4
現金及び現金同等物の 増加額		999	3,111	186
現金及び現金同等物の 期首残高		20,342	20,528	20,342
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		19,342	17,417	20,528

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 5社 会社名 東北ビジネスサー ビス株式会社 株式会社東北ジェー シーピーカード 東北保証サービス株 式会社 とうぎん総合リース 株式会社 東北銀ソフトウェア サービス株式会社  (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 5社 同左  (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 5社 連結子会社名は、「第1 企 業の概況 4. 関係会社の状 況」に記載しているため省略し ました。  (2) 非連結子会社 該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事 項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	同左	同左
3. 連結子会社の(中間)決 算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次の とおりであります。 9月末日 5社	同左	連結子会社の決算日は次のと おりであります。 3月末日 5社
4. 会計処理基準に関する事 項	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 商品有価証券の評価は、時価 法(売却原価は移動平均法によ り算定)により行っております。  (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、満期保有 目的の債券については移動平均 法による償却原価法(定額 法)、持分法非適用の非連結子 会社株式及び関連会社株式につ いては移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち時価 のあるものについては、中間連 結決算日の市場価格等に基づく 時価法(売却原価は主として移 動平均法により算定)、時価の ないものについては、移動平均 法による原価法又は償却原価法 により行っております。 なお、その他有価証券の評価 差額については、全部資本直入 法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 同左  (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 同左  (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、満期保有 目的の債券については移動平均 法による償却原価法(定額 法)、持分法非適用の非連結子 会社株式及び関連会社株式につ いては移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち時価 のあるものについては、連結決 算日の市場価格等に基づく時価 法(売却原価は主として移動平 均法により算定)、時価のない ものについては、移動平均法に よる原価法又は償却原価法に より行っております。 なお、その他有価証券の評価 差額については、全部資本直入 法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、 時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率 法(ただし、平成10年4月1 日以後に取得した建物(建物 附属設備を除く。)につい ては定額法)を採用し、年間減 価償却費見積額を期間により 按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。 建物 9年~30年 動産 3年~20年 連結子会社の動産不動産に ついては、資産の見積耐用年 数に基づき、主として定額法 により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアに ついては、当行及び連結子会 社で定める利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償 却しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左          ソフトウェア 同左	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率 法(ただし、平成10年4月1 日以後に取得した建物(建物 附属設備を除く。)につい ては定額法)を採用してあり ます。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。 建物 9年~30年 動産 3年~20年 連結子会社の動産不動産に ついては、資産の見積耐用年 数に基づき、主として定額法 により償却しております。   ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準に則 り、次のとおり計上しており ます。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準に則 り、次のとおり計上しており ます。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準に則 り、次のとおり計上しており ます。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,790百万円であります。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,066百万円であります。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,004百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（698百万円）については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（693百万円）については、5年による按分額を費用処理しております。
	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社につきましては、該当ありません。	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社につきましては、該当ありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	(8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 同左	(8) リース取引の処理方法 同左
	(9) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等のが替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。  なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社につきましては、該当ありません。	(9) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスクヘッジ 同左	(9) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスクヘッジ 同左
	(10) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。	(10) 消費税等の会計処理 同左	(10) 消費税等の会計処理 同左
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)                      固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は19百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除してあります。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(外形標準課税)                      「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税)                      「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,558百万円、延滞債権額は16,888百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法によった場合に比べ、破綻先債権額は6,129百万円、延滞債権額は2,660百万円減少しております。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は332百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,552百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,709百万円、延滞債権額は17,409百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は373百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,228百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,221百万円、延滞債権額は16,759百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法によった場合に比べ、破綻先債権額は6,311百万円、延滞債権額は2,693百万円減少しております。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は203百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,327百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>



前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)																								
<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,331百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,702百万円であります。</p> <p>6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="165 741 504 875"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>810百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,204百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券38,798百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は132百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、0百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	810百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,204百万円	<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,720百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,897百万円であります。</p> <p>6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="596 741 935 875"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,870百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,166百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券34,470百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は60百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、0百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	4,870百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,166百万円	<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,512百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,339百万円であります。</p> <p>6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1027 741 1366 875"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,019百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,228百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券37,859百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は83百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、0百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	2,019百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,228百万円
担保に供している資産																										
有価証券	810百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	3,204百万円																									
担保に供している資産																										
有価証券	4,870百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	3,166百万円																									
担保に供している資産																										
有価証券	2,019百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	5,228百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、157,327百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが146,880百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円、繰延ヘッジ損失は該当ありません。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">1,261百万円</p>	<p>7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、158,027百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが152,363百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円です。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">1,603百万円</p>	<p>7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、153,855百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが147,977百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円です。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">1,582百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
10. 動産不動産の減価償却累計額 17,122百万円	10. 動産不動産の減価償却累計額 17,716百万円	10. 動産不動産の減価償却累計額 17,468百万円
	11. 動産不動産の圧縮記帳額 537百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)	
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。	12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。	12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債であります。	13. 社債は、劣後特約付社債であります。	13. 社債は、劣後特約付社債であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)																				
1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額800百万円を含んでおります。	1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額478百万円及び貸出金償却357百万円を含んでおります。	1. その他の経常費用には、貸出金償却936百万円を含んでおります。																				
2. 特別損失には、役員退職金34百万円を含んでおります。	2. 特別損失には、役員退職金34百万円を含んでおります。	2. その他の特別損失は、当行の自己査定基準書改定による所有土地の評価損82百万円及び電話加入権償却額37百万円、役員退職金34百万円であります。																				
	3. 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。 当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。また、連結される子会社は各々独立した単位としてグルーピングを行っております。 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ2か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19百万円を減損損失として計上しております。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働資産</td> <td>岩手県外</td> <td>営業店舗</td> <td>建物</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>岩手県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>19百万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	岩手県外	営業店舗	建物	3百万円	遊休資産	岩手県内	遊休資産	土地	15百万円	合計				19百万円	
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																		
稼働資産	岩手県外	営業店舗	建物	3百万円																		
遊休資産	岩手県内	遊休資産	土地	15百万円																		
合計				19百万円																		
	なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「財産評価基準書」(財団法人大蔵財務協会)等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。																					

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成16年9月30日現在	平成17年9月30日現在	平成17年3月31日現在
現金預け金勘定 21,614	現金預け金勘定 19,804	現金預け金勘定 23,162
定期預け金 1,125	定期預け金 1,137	定期預け金 1,088
その他の預け金 1,146	その他の預け金 1,249	その他の預け金 1,545
現金及び現金同等物 19,342	現金及び現金同等物 17,417	現金及び現金同等物 20,528

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手側) ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手側) ・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手側) ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高
取得価額	取得価額	取得価額
動産 9,010百万円	動産 9,439百万円	動産 9,333百万円
減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
動産 5,426百万円	動産 5,605百万円	動産 5,399百万円
中間連結会計期間末残高	中間連結会計期間末残高	年度末残高
動産 3,583百万円	動産 3,833百万円	動産 3,933百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 1,429百万円	1年内 1,431百万円	1年内 1,444百万円
1年超 2,400百万円	1年超 2,614百万円	1年超 2,711百万円
合計 3,830百万円	合計 4,045百万円	合計 4,156百万円
・当中間連結会計期間の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・当中間連結会計期間の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・当年度の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
受取リース料 899百万円	受取リース料 928百万円	受取リース料 1,790百万円
減価償却費 774百万円	減価償却費 801百万円	減価償却費 1,541百万円
受取利息相当額 110百万円	受取利息相当額 104百万円	受取利息相当額 224百万円
・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	1,000	1,032	32	32	-
地方債	1,026	1,026	0	0	-
社債	1,300	1,305	5	5	-
その他	5,000	4,949	50	19	69
合計	8,326	8,313	12	56	69

- (注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。  
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	1,678	1,936	258	344	85
債券	87,307	87,832	525	738	212
国債	44,325	44,632	307	367	60
地方債	1,636	1,626	10	7	17
社債	41,345	41,573	228	362	133
その他	5,751	5,763	11	27	15
合計	94,737	95,533	796	1,110	313

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。  
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。  
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価額が帳簿価額の30%以上下落した株式等」としております。なお、この場合の時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成16年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
社債	500
その他有価証券	
非上場株式等（店頭売買株式を除く）	816

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	1,000	1,021	21	21	-
地方債	1,941	1,931	10	-	10
社債	1,300	1,305	5	5	-
その他	3,500	3,460	39	16	56
合計	7,741	7,718	23	43	66

（注）1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	1,920	2,900	980	990	10
債券	86,323	86,274	48	312	361
国債	52,061	51,880	180	102	283
地方債	1,600	1,593	6	5	12
社債	32,662	32,800	137	203	66
その他	8,865	9,003	137	181	44
合計	97,109	98,178	1,069	1,484	415

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成17年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
社債	450
その他有価証券	
非上場株式	758

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成17年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	31	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	1,000	1,035	35	35	-
地方債	993	1,001	7	7	-
社債	1,300	1,312	12	12	-
その他	3,500	3,484	15	19	35
合計	6,793	6,834	40	75	35

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	1,812	2,376	563	579	15
債券	83,375	84,247	872	916	44
国債	47,013	47,451	438	452	13
地方債	1,633	1,638	4	9	5
社債	34,728	35,157	429	454	25
その他	5,162	5,166	4	78	73
合計	90,350	91,791	1,440	1,573	133

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	32,508	194	71

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成17年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
社債	450
その他有価証券	
非上場株式等（店頭売買株式を除く）	813

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成17年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	4,242	52,230	10,779	20,739
国債	3,015	21,601	4,110	19,723
地方債	123	1,102	1,406	-
社債	1,103	29,526	5,262	1,015
その他	-	3,993	1,000	2,499
合計	4,242	56,223	11,779	23,239



( 金銭の信託関係 )

前中間連結会計期間末

- 1 . 満期保有目的の金銭の信託 ( 平成16年 9 月30日現在 )  
該当ありません。
- 2 . その他の金銭の信託 ( 運用目的及び満期保有目的以外 ) ( 平成16年 9 月30日現在 )  
該当ありません。

当中間連結会計期間末

- 1 . 満期保有目的の金銭の信託 ( 平成17年 9 月30日現在 )  
該当ありません。
- 2 . その他の金銭の信託 ( 運用目的及び満期保有目的以外 ) ( 平成17年 9 月30日現在 )  
該当ありません。

前連結会計年度末

- 1 . 運用目的の金銭の信託 ( 平成17年 3 月31日現在 )  
該当ありません。
- 2 . 満期保有目的の金銭の信託 ( 平成17年 3 月31日現在 )  
該当ありません。
- 3 . その他の金銭の信託 ( 運用目的及び満期保有目的以外 ) ( 平成17年 3 月31日現在 )  
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	796
その他有価証券	796
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	272
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	523
( )少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	522

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,069
その他有価証券	1,069
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	341
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	727
( )少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	726

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,440
その他有価証券	1,440
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	508
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	931
( )少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	930

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	33	0	0
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成17年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		-	-

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成17年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		-	-

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成17年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成17年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成17年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成17年9月30日現在）

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）

(1) 取引の内容

金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引ならびに為替予約取引を利用しております。

(2) 取引に対する取組方針

将来の金利・為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

金利スワップ取引は、当行の資産・負債に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で利用しております。通貨スワップ取引、先物為替予約取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で行っています。

なお、当行が利用しているデリバティブ取引には、投機目的のものはありません。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクの要素を内包しております。市場リスクは、金融商品の金利、為替相場の市場価格の変動によって損失を被る可能性であります。また、信用リスクは取引の相手方がデフォルト等により当初の契約条件の履行ができなくなるリスクですが、その被る損失額は当該契約を再構築するために必要な費用額に限定されております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

リスク管理体制につきましては、ALM委員会においてデリバティブ取引の運用状況の報告及び取組方針の決定が行われ、これを受けて取引限度額、取引手続き等を定めた行内規程に基づき取引が行われております。

デリバティブ取引は、ポジション管理、決済管理及び取引の確認を市場金融部で行っております。金利スワップ取引、通貨スワップ取引ならびに為替予約取引は月次で、ポジションを時価評価し、損益状況の把握を行い、一定の限度を超えるリスクが発生しないよう管理しております。また、為替予約取引につきましては、ポジション限度額を設定して、為替リスクの管理を行っております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「取引の時価等に関する事項」についての「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成17年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	-	-	-	-
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計			-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引（平成17年3月31日現在）

	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			-	-

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引（平成17年3月31日現在）

該当ありません。

## (4) 債券関連取引（平成17年3月31日現在）

該当ありません。

## (5) 商品関連取引（平成17年3月31日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成17年3月31日現在）

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	6,837	1,058	449	8,345	-	8,345
(2) セグメント間の内部経常収益	165	107	97	371	(371)	-
計	7,003	1,166	547	8,717	(371)	8,345
経常費用	6,168	1,098	709	7,976	(372)	7,604
経常利益(は経常損失)	834	67	161	740	0	741

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」はクレジットカード業務等であります。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	7,201	1,024	467	8,694	-	8,694
(2) セグメント間の内部経常収益	167	95	155	418	(418)	-
計	7,369	1,119	623	9,112	(418)	8,694
経常費用	6,431	1,058	527	8,017	(415)	7,602
経常利益	937	61	95	1,095	(3)	1,091

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」はクレジットカード業務等であります。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	13,727	2,132	951	16,811	-	16,811
(2) セグメント間の内部経常収益	331	190	217	740	(740)	-
計	14,059	2,323	1,169	17,552	(740)	16,811
経常費用	12,273	2,159	1,253	15,686	(696)	14,989
経常利益(は経常損失)	1,786	164	84	1,865	(43)	1,822

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」はクレジットカード業務等であります。



【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

当行は在外支店及び在外子会社を有していないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

当行は在外支店及び在外子会社を有していないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

当行は在外支店及び在外子会社を有していないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

（1株当たり情報）

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	255.75	265.24	264.56
1株当たり中間（当期）純利益	円	5.87	6.30	11.74

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

2．1株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間（当期）純利益				
中間（当期）純利益	百万円	442	481	883
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	-
普通株式に係る中間（当期）純利益	百万円	442	481	883
普通株式の（中間）期中平均株式数	千株	75,291	76,342	75,193

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		<p>当行は、平成17年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成17年5月16日を払込期日とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しました。その概要は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 発行総額 1,500,000,000円</li><li>2 発行価額 本社債額面100円につき金100円。ただし、本新株予約権は無償とする。</li><li>3 利率 本社債には利息を付さない。</li><li>4 償還期限 平成19年5月16日</li><li>5 償還方法</li></ol> <p>(1) 償還金額 額面100円につき金100円。 ただし、繰上償還の場合は下記(2)より定める価額による。</p> <p>(2) 償還の方法及び期限 本社債は、平成19年5月16日にその総額を償還する。</p> <p>当行は、当行が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当行の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。</p> <p>平成17年5月17日から平成18年5月16日までの期間については金101円 平成18年5月17日から平成19年5月15日までの期間については金100円</p> <p>当行は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第2金曜日(ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、当該月の第4金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
		<p>本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当行に対して、毎月第1金曜日(ただし、第1金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を下記(3)に記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、当該月の第3金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当行に対して請求する権利を有する。登録をした本新株予約権付社債に係る本社債の繰上償還を当行に対して請求する場合は、本新株予約権付社債券の提出に代えて、当行の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。)に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、下記6に記載の登録機関を経由して、これを償還金支払場所に提出することができる。</p> <p>本新株予約権付社債の発行後、平成19年4月26日まで(当日を含む。)の間のある5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)が、下記10(3)に定める下限転換価額を下回った場合には、当行は、当該5連続取引日の最終日の翌取引日から起算して3取引日後の日まで(当日を含む。)に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該5連続取引日の最終日の翌取引日から起算して10取引日後の日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。</p> <p>本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当行は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。</p> <p>(3) 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 野村信託銀行株式会社 本店</p> <p>6 振替機関・登録機関 登録機関 野村信託銀行株式会社 東京都千代田区大手町二丁目2番2号</p> <p>7 担保 本新株予約権付社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
		<p>8 新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p> <p>(1) 種類 当行普通株式</p> <p>(2) 数 本新株予約権の行使を請求すること (以下「行使請求」という。)により当行が当行普通株式を新たに発行またはこれに代えて当行の有する当行普通株式を移転(以下当行普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記10 (2)記載の転換価額(ただし、下記10(3)または(4)によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>9 新株予約権の総数 30個</p> <p>10 新株予約権の行使に際して払い込むべき額</p> <p>(1) 本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初307円とする。</p> <p>(3) 転換価額の修正</p> <p>本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。</p> <p>なお、時価算定期間内に、下記(4)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が154円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(4)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が461円(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(4)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
		<p>(4) 転換価額の調整</p> <p>当行は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当行普通株式を発行または処分する場合(ただし、当行普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当行の発行済普通株式数から、当行の有する当行普通株式数を控除した数とする。</p> <p>&lt;算式&gt;</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}}{\text{時価}}$ <p>また、当行は、当行普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当行普通株式に転換されるもしくは転換できる証券または当行普通株式の交付を請求できる権利(新株予約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行が行われる場合等にも転換価額を適宜調整する。</p> <p>なお、本号における「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日(ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当行普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。</p> <p>11 新株予約権の行使期間 平成17年5月17日から平成19年5月15日まで。</p> <p>12 新株予約権の行使の条件 当行が本社債を繰上償還する場合または当行が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当行が本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券(登録をした本新株予約権付社債に係る本社債を繰上償還する場合は、繰上償還請求書)が償還金支払場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>13 株式の発行価格のうち資本に組入れる額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当行普通株式1株の発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>14 資金の使途 払込金額の総額1,500百万円から発行諸費用の概算額13百万円を差し引いた手取概算額1,487百万円は、運転資金に充当する予定であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		転換社債型新株予約権の新株への転換 当行が平成17年5月16日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(総額15億円)につき、提出日の前月末である平成17年5月31日までの間に、新株予約権の権利行使による新株への転換はありません。

(2) 【その他】

該当事項なし

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		21,377	3.52	19,576	3.13	22,925	3.72
コールローン		17,877	2.94	29,235	4.68	23,268	3.78
買入金銭債権		500	0.08	500	0.08	500	0.08
商品有価証券		45	0.01	38	0.01	31	0.01
有価証券	1,8	105,164	17.30	107,118	17.14	99,836	16.22
貸出金	2,3, 4,5, 6,7, 9	439,389	72.28	446,366	71.43	446,180	72.49
外国為替		226	0.04	112	0.02	124	0.02
その他資産	10	2,041	0.33	2,123	0.34	1,870	0.30
動産不動産	8, 11, 12, 13	8,707	1.43	8,567	1.37	8,689	1.41
繰延税金資産		5,370	0.88	5,397	0.86	5,076	0.83
支払承諾見返		12,583	2.07	10,718	1.72	11,765	1.91
貸倒引当金		5,375	0.88	4,857	0.78	4,728	0.77
資産の部合計		607,909	100.00	624,898	100.00	615,541	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金	8	569,019	93.60	584,709	93.57	575,999	93.58
借入金	14	1,500	0.25	1,500	0.24	1,500	0.24
外国為替		0	0.00	0	0.00	-	-
社債	15	700	0.12	1,200	0.19	1,200	0.19
その他負債	10	1,596	0.26	1,843	0.30	1,812	0.29
退職給付引当金		2,221	0.36	2,397	0.38	2,308	0.38
再評価に係る繰延税金負債	11	1,218	0.20	1,203	0.19	1,203	0.20
支払承諾		12,583	2.07	10,718	1.72	11,765	1.91
負債の部合計		588,839	96.86	603,573	96.59	595,789	96.79
<b>(資本の部)</b>							
資本金		6,000	0.99	6,728	1.08	6,000	0.97
資本剰余金		3,938	0.65	4,667	0.75	3,938	0.64
資本準備金		3,938		4,659		3,938	
その他資本剰余金		0		7		0	
利益剰余金		6,871	1.13	7,459	1.19	7,177	1.17
利益準備金		1,700		1,775		1,737	
任意積立金		4,244		4,593		4,244	
中間(当期)未処分利益		926		1,090		1,195	
土地再評価差額金	11	1,798	0.29	1,775	0.28	1,775	0.29
その他有価証券評価差額金		522	0.09	726	0.12	930	0.15
自己株式		60	0.01	32	0.01	68	0.01
資本の部合計		19,069	3.14	21,325	3.41	19,752	3.21
負債及び資本の部合計		607,909	100.00	624,898	100.00	615,541	100.00



【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		6,902	100.00	7,268	100.00	13,857	100.00
資金運用収益		5,788		5,773		11,568	
(うち貸出金利息)		(5,311)		(5,200)		(10,607)	
(うち有価証券利息配当金)		(442)		(479)		(889)	
役務取引等収益		889		1,040		1,862	
その他業務収益		63		255		140	
その他経常収益		161		199		287	
経常費用		6,077	88.05	6,341	87.25	12,091	87.25
資金調達費用		162		225		331	
(うち預金利息)		(118)		(122)		(236)	
役務取引等費用		453		478		933	
その他業務費用		21		70		63	
営業経費	1	4,872		4,738		9,670	
その他経常費用	2	566		829		1,091	
経常利益		825	11.95	926	12.75	1,766	12.75
特別利益		1	0.00	59	0.81	59	0.43
特別損失	3	41	0.60	21	0.29	184	1.33
税引前中間(当期)純利益		784	11.35	964	13.27	1,641	11.85
法人税、住民税及び事業税		333	4.83	648	8.92	677	4.89
法人税等調整額		11	0.16	153	2.12	53	0.39
中間(当期)純利益		439	6.36	470	6.47	910	6.57
前期繰越利益		452		619		452	
退職慰労積立金取崩額		34		1		34	
土地再評価差額金取崩額		-		-		22	
中間配当額		-		-		187	
中間配当に伴う利益準備金積立額		-		-		37	
中間(当期)未処分利益		926		1,090		1,195	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行なっております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 9年～30年 動産 3年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア 同左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 9年～30年 動産 3年～20年 (2) ソフトウェア 同左
5. 繰延資産の処理方法		社債発行費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,790百万円であります。</p> <p>(2)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生日の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（693百万円）については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,066百万円であります。</p> <p>(2)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生日の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,004百万円であります。</p> <p>(2)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生日の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（693百万円）については、5年による按分額を費用処理しております。</p>
7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
9.ヘッジ会計の方法	<p>為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	為替変動リスク・ヘッジ 同左	為替変動リスク・ヘッジ 同左
10.消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は19百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除してあります。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年 9月30日)	前事業年度末 (平成17年 3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 0百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,497百万円、延滞債権額は16,523百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「5. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法によった場合に比べ、破綻先債権額は6,129百万円、延滞債権額は2,660百万円減少しております。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 0百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,569百万円、延滞債権額は16,991百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 0百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,058百万円、延滞債権額は16,388百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、「重要な会計方針」の「7. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法によった場合に比べ、破綻先債権額は6,311百万円、延滞債権額は2,693百万円減少しております。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)																								
<p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は318百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,552百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,892百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、500百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,702百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="159 1400 510 1534"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>810百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,204百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券38,798百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は130百万円あります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、0百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	810百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,204百万円	<p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は354百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,228百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,144百万円あります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,897百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="590 1400 941 1534"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,870百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,166百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券34,470百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は60百万円あります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、0百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	4,870百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,166百万円	<p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は196百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,327百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,970百万円あります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,339百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1021 1400 1372 1534"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,019百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,228百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券37,859百万円を差し入れております。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、0百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	2,019百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,228百万円
担保に供している資産																										
有価証券	810百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	3,204百万円																									
担保に供している資産																										
有価証券	4,870百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	3,166百万円																									
担保に供している資産																										
有価証券	2,019百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	5,228百万円																									

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、136,197百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが125,751百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円、繰延ヘッジ損失は該当ありません。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">1,261百万円</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、137,781百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが132,117百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円あります。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">1,603百万円</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、133,388百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが127,510百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円あります。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">1,582百万円</p>



前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
12. 動産不動産の減価償却累計額 8,291百万円	12. 動産不動産の減価償却累計額 8,567百万円	12. 動産不動産の減価償却累計額 8,369百万円
13. 動産不動産の圧縮記帳額 537百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)	13. 動産不動産の圧縮記帳額 537百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)	13. 動産不動産の圧縮記帳額 537百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)
14. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	14. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	14. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
15. 社債は、劣後特約付社債であります。	15. 社債は、劣後特約付社債であります。	15. 社債は、劣後特約付社債であります。
16. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 36百万円	16. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 30百万円	16. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 33百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前事業年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)																				
1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 237百万円 その他 28百万円	1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 207百万円 その他 39百万円	1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 494百万円 その他 52百万円																				
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額482百万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額420百万円及び貸出金償却357百万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、貸出金償却902百万円を含んでおります。																				
	3. 特別損失には、減損損失19百万円を含んでおります。 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。 当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ2か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19百万円を特別損失に計上しております。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼動資産</td> <td>岩手県外</td> <td>営業店舗</td> <td>建物</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>岩手県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>19百万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼動資産	岩手県外	営業店舗	建物	3百万円	遊休資産	岩手県内	遊休資産	土地	15百万円	合計				19百万円	3. その他の特別損失は、当行の自己査定基準書決定による所有土地の評価損82百万円及び電話加入権償却額34百万円、役員退職金34百万円であります。
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																		
稼動資産	岩手県外	営業店舗	建物	3百万円																		
遊休資産	岩手県内	遊休資産	土地	15百万円																		
合計				19百万円																		
	なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「財産評価基準書」(財団法人大蔵財務協会)等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。																					

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 671百万円</li> <li>減価償却累計額相当額 動産 354百万円</li> <li>中間会計期間末残高相当額 動産 317百万円</li> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 121百万円 1年超 207百万円 合計 329百万円</li> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 76百万円 減価償却費相当額 67百万円 支払利息相当額 8百万円</li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 544百万円</li> <li>減価償却累計額相当額 動産 343百万円</li> <li>中間会計期間末残高相当額 動産 200百万円</li> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 99百万円 1年超 111百万円 合計 211百万円</li> <li>リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 - 百万円</li> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 62百万円 減価償却費相当額 55百万円 支払利息相当額 5百万円</li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 627百万円</li> <li>減価償却累計額相当額 動産 370百万円</li> <li>期末残高相当額 動産 256百万円</li> <li>未経過リース料期末残高相当額 1年内 109百万円 1年超 158百万円 合計 267百万円</li> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 148百万円 減価償却費相当額 132百万円 支払利息相当額 15百万円</li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
前中間会計期間末(平成16年9月30日現在)  
該当ありません。

当中間会計期間末(平成17年9月30日現在)  
該当ありません。

前事業年度末(平成17年3月31日現在)  
該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		<p>当行は、平成17年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成17年5月16日を払込期日とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しました。その概要は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>発行総額 1,500,000,000円</li><li>発行価額 本社債額面100円につき金100円。ただし、本新株予約権は無償とする。</li><li>利率 本社債には利息を付さない。</li><li>償還期限 平成19年5月16日</li><li>償還方法 (1) 償還金額 額面100円につき金100円。 ただし、繰上償還の場合は下記(2)より定める価額による。 (2) 償還の方法及び期限 本社債は、平成19年5月16日にその総額を償還する。 当行は、当行が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当行の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。 平成17年5月17日から平成18年5月16日までの期間については金101円 平成18年5月17日から平成19年5月15日までの期間については金100円 当行は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第2金曜日(ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、当該月の第4金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。</li></ol>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
		<p>本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当行に対して、毎月第1金曜日(ただし、第1金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を下記(3)に記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、当該月の第3金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当行に対して請求する権利を有する。登録をした本新株予約権付社債に係る本社債の繰上償還を当行に対して請求する場合は、本新株予約権付社債券の提出に代えて、当行の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。)に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、下記6に記載の登録機関を経由して、これを償還金支払場所に提出することができる。</p> <p>本新株予約権付社債の発行後、平成19年4月26日まで(当日を含む。)の間のある5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)が、下記10(3)に定める下限転換価額を下回った場合には、当行は、当該5連続取引日の最終日の翌取引日から起算して3取引日後の日まで(当日を含む。)に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該5連続取引日の最終日の翌取引日から起算して10取引日後の日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。</p> <p>本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当行は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。</p> <p>(3) 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 野村信託銀行株式会社 本店</p> <p>6 振替機関・登録機関 登録機関 野村信託銀行株式会社 東京都千代田区大手町二丁目2番2号</p> <p>7 担保 本新株予約権付社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
		<p>8 新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p> <p>(1) 種類 当行普通株式</p> <p>(2) 数 本新株予約権の行使を請求すること (以下「行使請求」という。)により当行が当行普通株式を新たに発行またはこれに代えて当行の有する当行普通株式を移転(以下当行普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記10 (2)記載の転換価額(ただし、下記10(3)または(4)によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>9 新株予約権の総数 30個</p> <p>10 新株予約権の行使に際して払い込むべき額</p> <p>(1) 本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初307円とする。</p> <p>(3) 転換価額の修正</p> <p>本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。</p> <p>なお、時価算定期間内に、下記(4)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が154円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(4)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が461円(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(4)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
		<p>(4) 転換価額の調整</p> <p>当行は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当行普通株式を発行または処分する場合(ただし、当行普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当行の発行済普通株式数から、当行の有する当行普通株式数を控除した数とする。</p> <p>&lt;算式&gt;</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>また、当行は、当行普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当行普通株式に転換されるもしくは転換できる証券または当行普通株式の交付を請求できる権利(新株予約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行が行われる場合等にも転換価額を適宜調整する。</p> <p>なお、本号における「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日(ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当行普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。</p> <p>11 新株予約権の行使期間 平成17年5月17日から平成19年5月15日まで。</p> <p>12 新株予約権の行使の条件 当行が本社債を繰上償還する場合または当行が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当行が本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券(登録をした本新株予約権付社債に係る本社債を繰上償還する場合は、繰上償還請求書)が償還金支払場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>13 株式の発行価格のうち資本に組入れる額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当行普通株式1株の発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>14 資金の使途 払込金額の総額1,500百万円から発行諸費用の概算額13百万円を差し引いた手取概算額1,487百万円は、運転資金に充当する予定であります。</p>

<p>前中間会計期間  (自 平成16年4月1日  至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間  (自 平成17年4月1日  至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度  (自 平成16年4月1日  至 平成17年3月31日)</p>
		<p>転換社債型新株予約権の新株への転換  当行が平成17年5月16日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(総額15億円)につき、提出日の前月末である平成17年5月31日までの間に、新株予約権の権利行使による新株への転換はありません。</p>

(2) 【その他】

中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配）

平成17年11月22日開催の取締役会において、第86期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	202百万円
1株当たりの中間配当金	2円50銭



## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第85期）（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）平成17年6月24日 関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約権付社債の発行 平成17年4月28日 関東財務局長に提出。

(3) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成17年3月1日 至 平成17年3月31日）平成17年4月15日 関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年4月30日）平成17年5月13日 関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成17年5月1日 至 平成17年5月31日）平成17年6月15日 関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成17年6月1日 至 平成17年6月24日）平成17年7月15日 関東財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書

第80期（自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日）の訂正報告書 平成17年6月2日 関東財務局長に提出。

第81期（自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日）の訂正報告書 平成17年6月2日 関東財務局長に提出。

第82期（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）の訂正報告書 平成17年6月2日 関東財務局長に提出。

第83期（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）の訂正報告書 平成17年6月2日 関東財務局長に提出。

第84期（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）の訂正報告書 平成17年6月2日 関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小野寺 博行 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 東輝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

\* 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小野寺 博行 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 新井田 信也 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

\* 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小野寺 博行 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 東輝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第85期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

\* 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小野寺 博行 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 新井田 信也 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第86期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

\* 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。